

平成 21 年 度

田 川 市 行 政 監 査 結 果 報 告

(委 託 料 に か か る 随 意 契 約 に つ い て)

田 川 市 監 査 委 員

田 監 第 2 1 号

平成 22 年 5 月 12 日

田 川 市 議 会 議 長 高 瀬 春 美 殿

田 川 市 長 伊 藤 信 勝 殿

田川市教育委員会委員長 柏 村 晶 子 殿

田川市監査委員 村 上 耕 一

田川市監査委員 北 山 隆 之

平成 21 年度田川市行政監査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施した結果について、同法同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を決定したので提出します。

目 次

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 監査の対象	1
3. 監査の範囲	1
4. 監査の期間	1
5. 監査の方法	1
第2 監査の結果	2
1. 地方公共団体の随意契約の概要	2
2. 田川市の随意契約の状況	10
(1) 調査表の分析	10
(2) 1号理由随意契約(少額随意契約)	22
(3) 2号理由随意契約(入札不適随意契約)	24
(4) 3号理由随意契約(社会福祉関連特定随意契約)	30
(5) 4号理由随意契約(新商品開発特定随意契約)	32
(6) 5号理由随意契約(緊急随意契約)	32
(7) 6号理由随意契約(入札不利随意契約)	33
(8) 7号理由随意契約(随契有利随意契約)	34
(9) 8号理由随意契約(不落随意契約)	36
(10) 9号理由随意契約(落札随意契約)	36
3. まとめ	37
4. 資料(調査表サンプル)	40

※1号理由随意契約とは「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の理由による随意契約」の略です。(2号以下同じ)

※カッコ内の随意契約の名称は、正式な名称ではなく便宜上本監査結果報告において使用しているものです。

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施しました。

2. 監査の対象

企業会計を除く全部署を監査対象としました。

3. 監査の範囲

平成21年度4月1日から同年12月31日の間に締結された随意契約のうち、その支払いが一般会計に属する委託料（第13節）で支出されるものを監査の範囲としました。

4. 監査の期間

平成22年1月18日（月）から平成22年4月8日（木）まで

5. 監査の方法

監査の実施にあたっては、各課（室）に対し、当局が財務会計システムのデータを基に作成した「01表 支出負担行為調査表」及び「02表 支出負担行為兼支出命令調査表」から随意契約によるものの抽出を依頼しました。

次に、抽出された随意契約に対してアンケート形式により「03表 随意契約調書」の作成を求め、作成・提出された各調査表の集計・分析を行いました。

併せて、個別に契約締結の起案等との照合・確認を行い、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により実施しました。

なお、本監査は、個々の随意契約ではなく、随意契約を決定するに至った経過に着目しています。よって、随意契約の起案内容を中心に監査しています。

また、個々の契約について改善事項を指摘するのではなく、それらを束ねている起案について指摘することにより複数の契約が同時に改善されることを期待しています。

上記理由により、本監査では、一つの起案で同内容の契約を複数の相手方と締結しているものについては1件としてカウントしています。

第2 監査の結果

1. 地方公共団体の随意契約の概要

地方公共団体の契約は「一般競争入札」の方法が原則とされていますが、契約の目的や性質によっては必ずしも一般競争入札に適しないものがあります。このため、政令（ここでは地方自治法施行令）で定める契約については指名競争入札や随意契約等の方法によることができるとされています。

しかし、それら一般競争入札以外の方法は、地方自治法第234条第2項により「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」とされていて、「一般競争入札の原則」の例外として規定されています。

このように随意契約は、一般競争入札による契約の例外ですので、随意契約は安易に行われるものであってはならず、随意契約の締結については、法令等の根拠規定を明確にすることが不可欠です。また、その決裁にあたっては的確な判断が要求されるものです。

以下に（1）地方自治法、（2）地方自治法施行令、（3）田川市財務規則に於ける随意契約の根拠規定と（4）平成21年度契約事務研修テキストから随意契約の注意点を抜粋しています。

これらは、行政実例とともに田川市が随意契約を締結する場合に守るべき事項又は注意すべき事項です。本行政監査においてもこれらの事項に着目して監査を実施しています。

（1）地方自治法

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

※ 第2項の「政令で定める場合に該当するときに」というのが、以下の地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当するときです。よって、以下のいずれかの号に該当する場合でなければ地方公共団体は随意契約を締結することはできません。

（2）地方自治法施行令（第167条の2第1項各号の概要）

ア. 第1号【少額随意契約】

「金額の少額な契約」についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額以内のものについては、随

意契約によることができるとされています。

なお、随意契約によることができる場合の具体的な基準は、本施行令の基準（下表）の範囲内で各地方公共団体の規則で定めなければなりません。

（市町村の場合）

契約の種類	予定価格
(1) 工事又は製造の請負	130 万円
(2) 財産の買入れ	80 万円
(3) 物件の借入れ	40 万円
(4) 財産の売払い	30 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

イ. 第2号【入札不適随意契約】

「性質又は目的が競争入札に適しないもの」については、随意契約によることができるとされています。

ウ. 第3号【社会福祉関連特定随意契約】

「法令上の根拠を有する社会福祉施設等が製造する製品の購入、役務の提供」については、随意契約によることができるとされています。

エ. 第4号【新商品開発特定随意契約】

「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、買い入れる契約」については、随意契約によることができるとされています。

オ. 第5号【緊急随意契約】

「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」については、随意契約によることができるとされています。

カ. 第6号【入札不利随意契約】

「競争入札に付することが不利と認められるとき」については、随意契約によることができるとされています。

キ. 第7号【有利随意契約】

「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」については、随意契約によることができるとされています。

ク. 第 8 号【不落随意契約】

「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」については、随意契約によることができるとされています。

ケ. 第 9 号【落札随意契約】

「落札者が契約を締結しないとき」については、随意契約によることができるとされています。

(3) 田川市契約事務規則

第 24 条 (随意契約の範囲)

令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えない額の契約については、随意契約によることができる。

契約の種類	予定価格
(1) 工事又は製造の請負	130 万円
(2) 財産の買入れ	80 万円
(3) 物件の借入れ	40 万円
(4) 財産の売払い	30 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号により随意契約によることができる場合の具体的な基準は、施行令の基準の範囲内で各地方公共団体の規則で定めなければならないことは前述のとおりです (ア. 第 1 号【少額随意契約】参照)。それに基づく田川市の基準を定めたものが、本条項です。

その基準は、契約の種類、予定価格の範囲ともに施行令と同一基準です。

第 24 条の 2 (準用規定)

第 8 条、第 14 条、第 15 条、第 18 条及び第 19 条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。ただし、次条 (第 25 条) 第 1 項のただし書き及び第 2 項の規定に該当する場合には、第 8 条、第 14 条、及び第 15 条の規定は、準用しない。

第 8 条 (入札)

一般競争入札に参加しようとする者は、入札書 (見積書) (様式 2 号) に必要事項を記入し、記名押印のうえ封書にして所定の時間内に入札しなければならない。

2 代理人によって入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

第 14 条（予定価格）

地方自治法第 234 条第 3 項に規定する予定価格は、当該入札に付する事項に関する仕様書、設計書等によって決定し、その価格を記載した予定価格書（建築工事に係るものにあつては、様式第 2 号の 2 によるものとする）を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

第 15 条（予定価格の決定方法）

予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して製造、修理、加工、売買、供給、使用及び貸付等に係る契約にあつては、単価について予定価格を定めることができる。

2 予定価格は取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多少及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

第 18 条（落札者の決定通知）

落札者が決定したときは、口頭又は書面で当該落札者に通知する。

第 19 条（契約保証金の納付）

落札者は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に契約保証金を納付して契約を締結しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約保証金を納付しないときは、その者は契約を締結しないものとみなす。

※ 随意契約においても、競争入札に準じた手続きが必要です。特に予定価格は相手方の申出の価格の適否を判断する基準となる重要なものです。

第 25 条（見積書）

随意契約による場合は、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げるものの購入及びその他の契約で目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて市長が別に定めるものについては、見積書を徴さないことができる。

- (1) 新聞、定期刊行物、例規等の追録
- (2) 価格、送料等が表示されている書籍類
- (3) 同一の品質及び規格で販売店により価格が異なる物品
- (4) 既にされた単価契約に基づいて購入する物品

2 前項の規定により見積書を徴する場合において、生産品、即売品又はせり売りにより購入した物品についてはその取扱いをした職員の証明書、委託販売又は法令等に基づき供出したものについては委託者又は取扱団体が発した精算書、官公署との契約又は電気、ガス等の供給に係る契約については、その官公署又は供給者が発した価格表示の書類、計算書等をもって見積書に代えることができる。

第 25 条の 2（その他随意契約できる場合の手続）

令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により、規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約状況について公表すること。

※ 特定の施設等から物品等を調達する場合（業務を委託する場合も可）は随意契約を締結することができます。この場合、機会均等、透明性及び公正性を確保するために本条項で定められた手続きを経る必要があります。

(4)「平成 21 年度 契約事務研修テキスト」（委託料にかかる随意契約の参考となる部分を抜粋）

II 随意契約の取扱い

3. 随意契約による場合の注意点

- (1) 契約過程、随意契約に付する理由、根拠条例を明確に整理、記録すること。
- (2) 随意契約であっても予定価格を適正に算出すること。
- (3) なるべく 2 人以上の者から見積書を徴すること。

4. 随意契約によることができるもの

第 1 号

- 業務委託、役務の提供は「(6) の前各号に掲げるもの以外」に該当。
- 単価契約の場合、購入総数量を定めているもの又は予定額が積算されるものについては総額を予定価格とする。従って総額が上記金額を超えるものは随意契約できない。

第 2 号

- ア 特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない契約をするとき。
- イ 経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通したものと契約するとき。

- ①既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明瞭になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の工事。
- ②本工事の施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させなければならぬ工事。

第3号・第4号

- 第3号及び第4号の規定により物品等を調達する場合は、契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するため、規則第25条の2の規定により、発注見通しと契約を締結した後には契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について、市のホームページ等で公表するものとする。

第5号

- ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事を施工するとき。
- イ 電気・機械設備の応急工事を施工するとき。
 - ①水道・下水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合に行う応急工事
 - ②防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等故障時に行う応急工事
- ウ 供用施設の損壊又は不具合に係る応急工事を施工するとき。
 - ①水道、下水道施設及び河川施設等の管渠の破損等により、道路陥没や浸水被害が発生、若しくは発生するおそれのある場合に行う管渠の応急工事
 - ②施設等の破損又は不具合により、大気汚染や水質汚濁等、環境への被害をもたらすおそれのある場合に行う応急工事
 - ③その他、建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う応急工事
- エ 災害の未然防止のための応急工事を施工するとき。
 - ①堤防崩壊、落石等の危険な箇所が判明し、直ちに施工しないと被害が拡大するおそれのある場合の応急工事
 - ②交通事故等による二次災害を防止するための応急工事
- 緊急の定義
 - 緊急とは、業務の客観的性質からの緊急性であって、事務処理が間に合わないという自治体担当者内部の事務の遅延等により競争入札に付する期間が確保できなくなったような主観的理由等では原則として適用することはできない。

第6号

- ア 現に施工中の施工者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき
 - ①当初予期しなかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ②本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- イ 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき

①前工事と後工事とが一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事

②前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

ウ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき

①鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

②他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

第7号

ア 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができる
と認められるとき

イ 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができる
と認められるとき

●「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的に、品質、性能等が他と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合である。その基準としては、競争入札に付した場合の「最低制限価格未滿」を目安とする。

第8号

ア 一般競争入札の場合は参加者がなく、指名競争入札の場合は全者が入札を辞退し、入札者がいないとき

イ 再度の入札に付しても落札者がいないとき

●本号を適用する場合は、時間的余裕の有無により判断し、余裕がある場合は、一般競争入札においては、資格要件の緩和又は設計積算の見直しを、指名競争入札においては、指名替え等を検討し、再度競争入札に付するものとする。

●本号を適用して随意契約を行う場合は、当初競争入札に付するとき定めた予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く）を変更することができない。

○国においては、国土交通省通知により、本号の適用は原則廃止すると言う運用が行われて

いる。(参考：平成 17 年 8 月 29 日国地契第 46 号 国土交通省通知「不落随意契約の原則
廃止等その厳正化について」) ※この項目については、テキスト引用外部分(監査事務局追加)

第 9 号

競争入札に付し、落札した者が契約を締結しないとき

- 本号を適用して随意契約を行う場合は、原則として順次、次順位の者に見積りを依頼する。
ただし、落札金額の範囲内において契約を締結しなければならず、かつ、当初競争入札に
付するとき定めた予定価格その他の条件(履行期限を除く)を変更することができない。

※上記テキスト引用部分には、工事に関することも含まれていますが、委託料にかかる随意契約の参
考となる部分として抜粋しています。

随意契約に関する法令と田川市契約事務規則及び契約事務研修テキストの概観図

	地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項	田川市契約事務規則	契約事務研修テキスト
地方自治法 第 234 条 第 2 項	第 1 号【少額随意契約】	第 24 条(随意契約の範囲)	第 1 号
	第 2 号【入札不適随意契約】		第 2 号
	第 3 号【社会福祉関連特定 随意契約】	第 25 条の 2(その他随意契 約できる場合の手続き)	第 3 号
	第 4 号【新商品開発特定随 意契約】	第 25 条の 2(その他随意契 約できる場合の手続き)	第 4 号
	第 5 号【緊急随意契約】		第 5 号
	第 6 号【入札不利随意契約】		第 6 号
	第 7 号【有利随意契約】		第 7 号
	第 8 号【不落随意契約】		第 8 号
	第 9 号【落札随意契約】		第 9 号

2. 田川市の随意契約の状況（ただし、第13節委託料に限る）

（1）調査表の分析

ア. 分析手順1（随意契約によるものの抽出）

各課（室）に対し、当局が財務会計システムのデータを基に作成した「01表 支出負担行為調査表」（別表1）及び「02表 支出負担行為兼支出命令調査表」（別表2）から随意契約によるものの抽出を依頼しました。

その結果、01表から抽出された随意契約は379件、02表から抽出された随意契約は36件でした。

ただし、一つの起案で、同内容の契約を複数の相手方と締結しているもの（ex. 生きがい公民館事業委託業務、排水樋管管理業務等）については1件としてカウントしています。

イ. 分析手順2（随意契約の内容に関するアンケート）

手順1で抽出された計415件の随意契約に対してアンケート形式により「03表 随意契約調書」（別表3）の作成を求めました。

作成された03表を集計する際、他の項目との照合・確認を行い、必要に応じて関係職員の説明を聴取し回答内容の訂正を行いました。

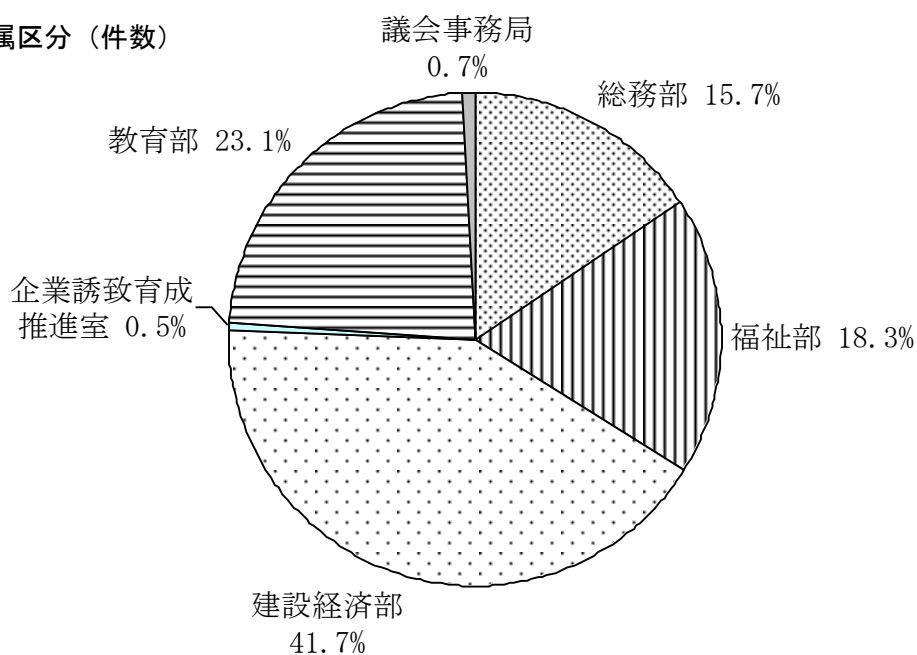
以下に03表の内容を分析した結果を述べます。

ウ. 分析結果1（所属区分）

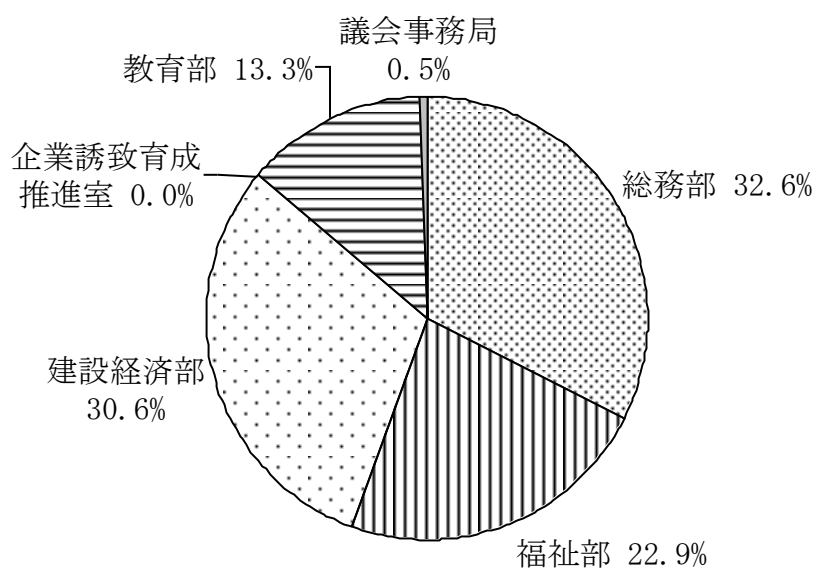
随意契約を締結しているものを「所属区分」で集計すると、以下の結果となりました。

	件数	金額（円）
総務部	65	144,012,373
福祉部	76	100,927,162
建設経済部	173	135,309,780
企業誘致育成推進室	2	162,750
教育部	96	58,865,824
議会事務局	3	2,199,393
合計	415	441,477,282

所属区分（件数）



所属区分（金額）



随意契約を所属区分で分類すると、件数では建設経済部が 41.7 パーセント、次に教育部の 23.1 パーセントとなっています。

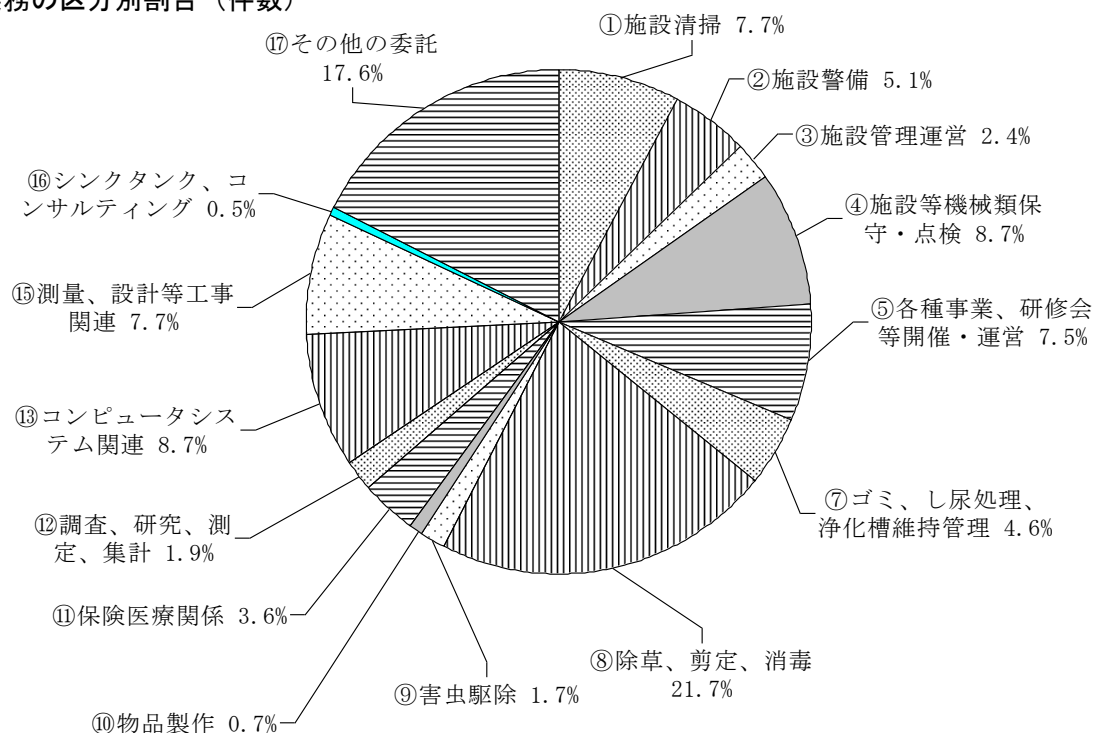
金額では、総務部が 32.6 パーセント、次に建設経済部が 30.6 パーセントとなっています。

エ. 分析結果 2（業務の区分）

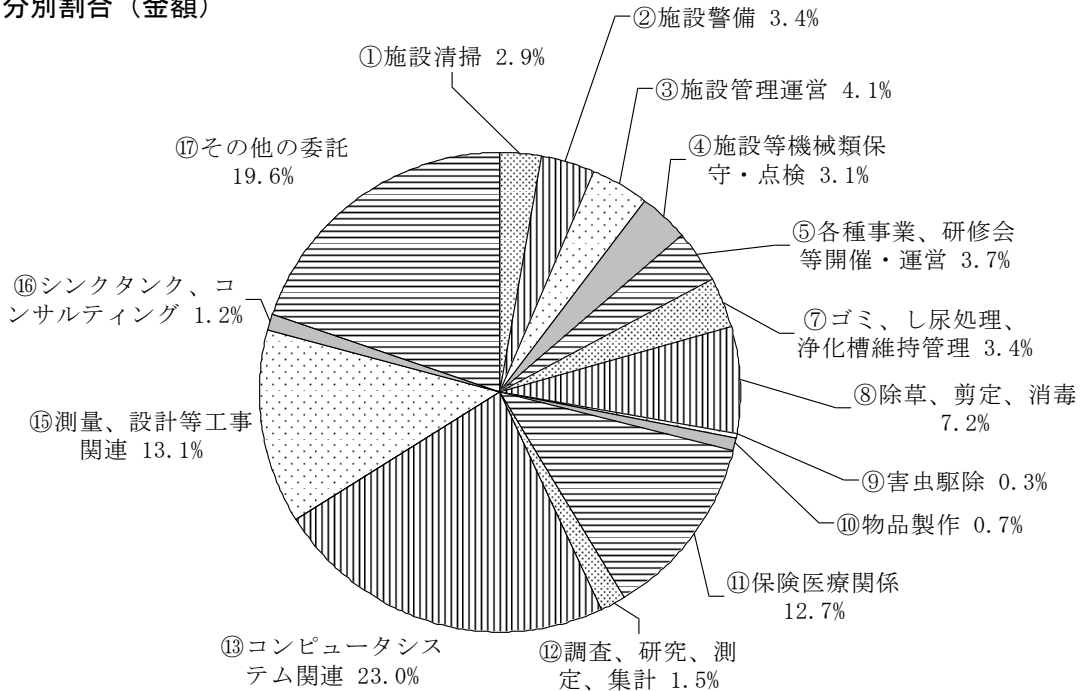
随意契約を締結しているものを「業務の区分」で集計すると、次の結果となりました。

	件数	金額(円)
① 施設清掃	32	12,663,142
② 施設警備	21	15,027,776
③ 施設管理運営	10	18,069,564
④ 施設等機械類保守・点検	36	13,815,082
⑤ 各種事業、研修会等開催・運営	31	16,533,250
⑥ 運送・送達	0	0
⑦ ゴミ、し尿処理、浄化槽維持管理	19	14,877,138
⑧ 除草、剪定、消毒	90	31,955,704
⑨ 害虫駆除	7	1,249,499
⑩ 物品製作	3	2,990,925
⑪ 保険医療関係	15	55,962,849
⑫ 調査、研究、測定、集計	8	6,752,186
⑬ コンピュータシステム関連	36	101,364,499
⑭ 請負工事、修繕	0	0
⑮ 測量、設計等工事関連	32	57,977,261
⑯ シンクタンク、コンサルティング	2	5,498,000
⑰ その他の委託	73	86,740,407
合計	415	441,477,282

業務の区別割合（件数）



業務の区分別割合（金額）



随意契約を業務の区分で分類すると、件数では「⑧除草、剪定、消毒」が多く、一方、金額では「⑬コンピュータシステム関連」「⑭測量、設計等工事関連」「⑪保険医療関係」の占める割合が多くなっています。

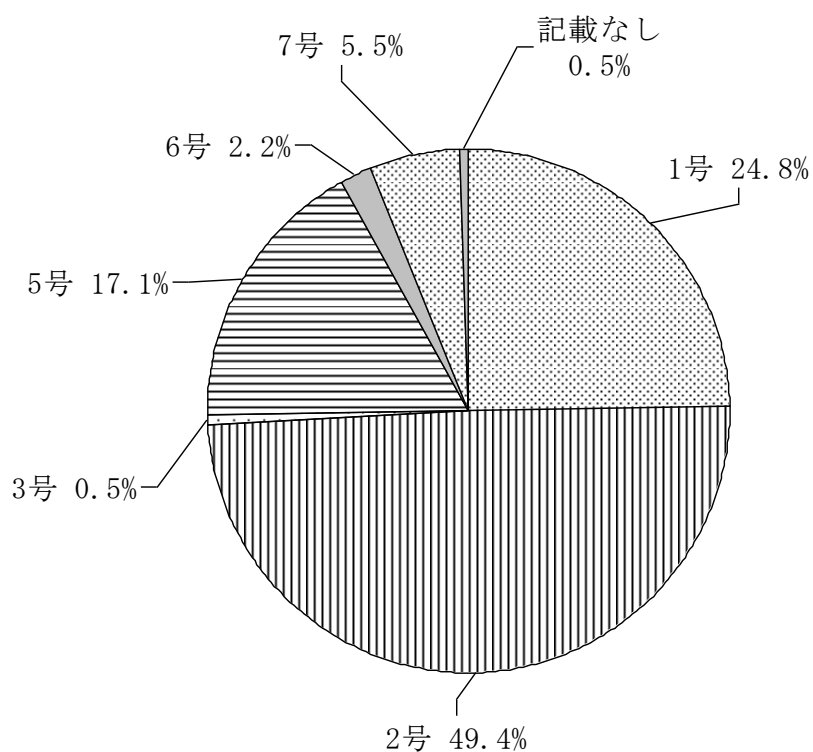
「⑪保険医療関係」では、予防接種や検診等を1件としてカウントしているため件数の割合(3.6%)に比べて金額の割合(12.7%)が大きくなっています。また、「⑬コンピュータシステム関連」では、他の業務に比べて1件あたりの金額が高額となっています。

オ. 分析結果3（随意契約の理由の区分）

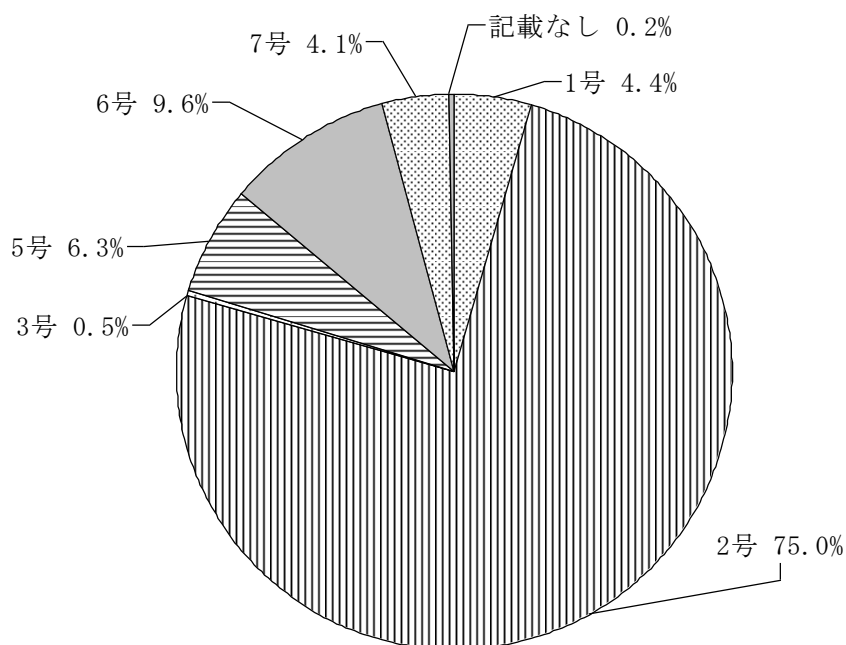
随意契約を締結しているものを「随意契約の理由の区分」で集計すると、以下の結果となりました。

	件数	金額(円)
① 1号(少額)	103	19,386,961
② 2号(入札不適)	205	331,066,430
③ 3号(社会福祉関連)	2	1,989,200
④ 4号(新商品開発)	0	0
⑤ 5号(緊急)	71	27,823,872
⑥ 6号(入札不利)	9	42,576,450
⑦ 7号(随契有利)	23	17,945,119
⑧ 8号(不落)	0	0
⑨ 9号(落札)	0	0
⑩ 記載なし・起案なし	2	689,250
合計	415	441,477,282

随意契約の理由の区分（件数）



随意契約の理由の区分（金額）



随意契約を「随意契約の理由の区分」で分類すると、件数では「2号理由（入札不適）」が49.4パーセントを占め、金額では75.0パーセントを占めています。

随意契約の中でも2号においては、相手方を複数から選択せず1社（者）に限定して契約を

締結する「特命随意契約」とすることが他の理由に比べ特に多くなります。そのため適切な情報を基に判断することが求められます。

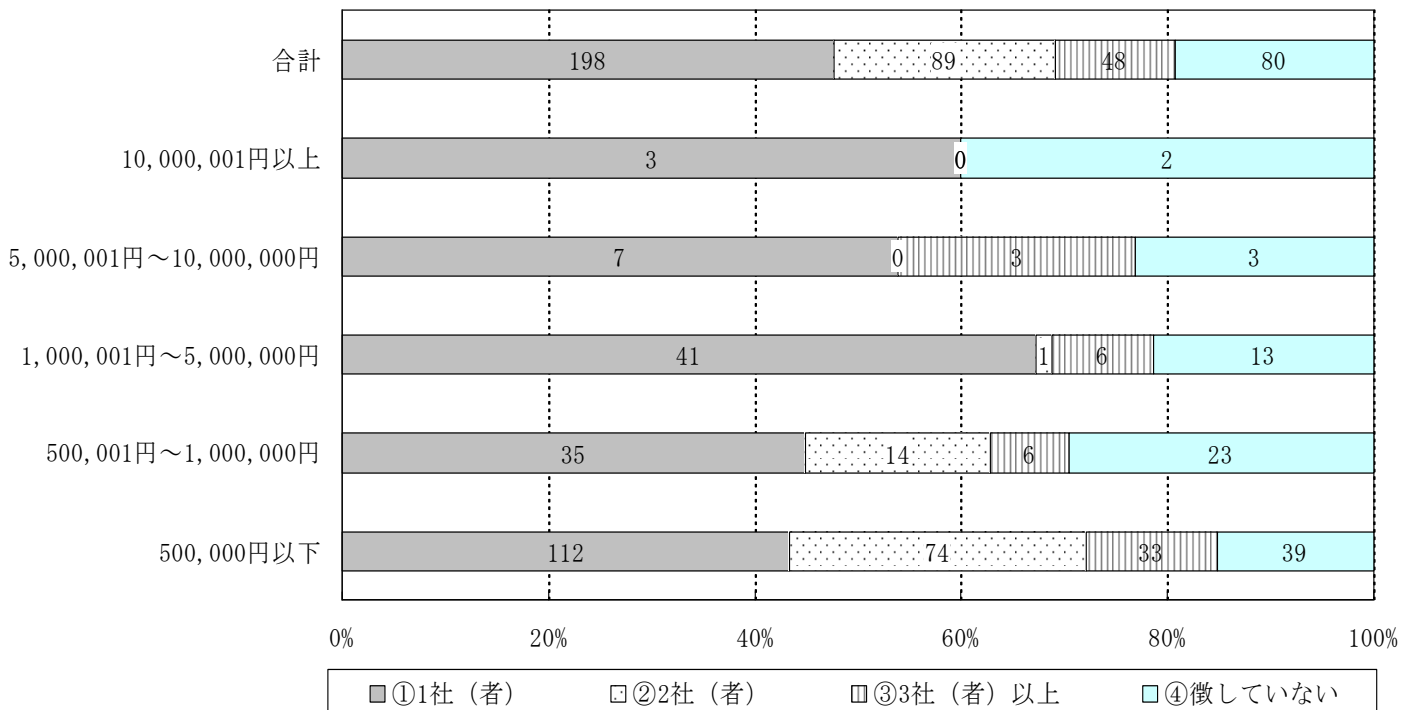
なお、随意契約の概要で述べたとおり、随意契約の締結については、法令等の根拠規定を明確にすることが不可欠で、その根拠に不明瞭な部分があってはなりません。起案において随意契約の理由の記載のないものについては早急に改善してください。

カ. 分析結果 4（見積書を徴した数の区分）

随意契約を締結しているものを「見積書を徴した数の区分」で集計すると、以下の結果となりました。

見積書を徴した数の区分（金額層別）

	500,000円以下	500,001円～1,000,000円	1,000,001円～5,000,000円	5,000,001円～10,000,000円	10,000,001円以上	合計
① 1社（者）	112	35	41	7	3	198
② 2社（者）	74	14	1	0	0	89
③ 3社（者）以上	33	6	6	3	0	48
④ 徴していない	39	23	13	3	2	80
合計	258	78	61	13	5	415



まず、見積書を徴した数と金額との関係について集計しました。金額の層を「1号理由随意契

約の基準の 50 万円以下」「50 万円超－100 万円以下」「100 万円超－500 万円以下」「500 万円超－1000 万円以下」「1000 万円超」に分け、それぞれ見積書を徴した数を比較しました。

どの層をみても「1 社（者）」及び「徴していない」の合計は 50 パーセントを超えています。合計をみると競争の原理が働いていない随意契約が 67.0 パーセント締結されていることとなります。

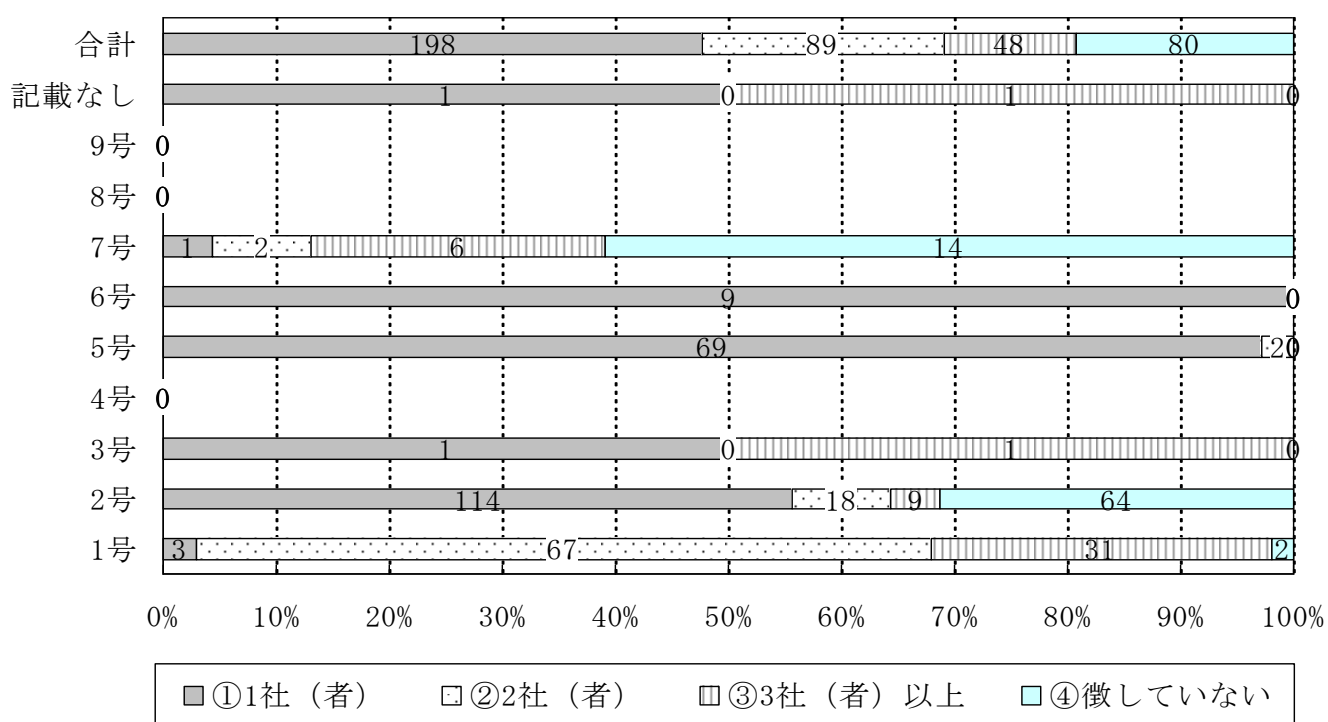
ただし、この 67.0 パーセントにあたる随意契約がすべて不適切というわけではありません。その適否は個別に考慮する必要がありますので、その適否については後述の随意契約の理由ごとに検証していきます。

次に、随意契約の理由と見積書の数との関係について集計しました。

見積書を徴した数の区分（随契理由別）

（単位：件）

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	記載なし	合計
① 1 社（者）	3	114	1	0	69	9	1	0	0	1	198
② 2 社（者）	67	18	0	0	2	0	2	0	0	0	89
③ 3 社（者）以上	31	9	1	0	0	0	6	0	0	1	48
④ 徴していない	2	64	0	0	0	0	14	0	0	0	80
合計	103	205	2	0	71	9	23	0	0	2	415



1号理由随意契約については、95.1パーセントが複数の見積書を徴していました。

2号理由随意契約については、13.2パーセントが複数の見積書を徴していました。前述したとおり2号理由随意契約は「対応できる業者が1社（者）しかいない」等の理由で当該業者のみを指定した特命随意契約とすることが多々あります。国においては「具体的事例に照らし、特命随意契約によらざるを得ない場合を除き一般競争とする」「競争性のない随意契約を行ってきたものについては一般競争又は企画競争若しくは公募を行うことにより競争性及び透明性を担保する」よう通達が出されています。【財務大臣通達『公共調達の適正化について』（平成18年8月25日付財計第2017号）】

近年、地方公共団体においても競争性及び透明性を担保することが重要視されていることに注意する必要があります。

3号及び4号理由随意契約は、地方自治法施行令により特命随意契約が認められているものです。よって見積書の数は問題になりません。

5号理由随意契約については、2.8パーセントが複数の見積書を徴していました。緊急の程度によっては1社（者）のみの見積書徴収もやむを得ないケースが考えられます。

6号理由随意契約については複数の見積書を徴しているものはありませんでした。7号理由随意契約については34.8パーセントが複数の見積書を徴していました。それぞれ不利、有利の判断をするのに何を基準にしたのかを明確にする必要があります。

キ. 分析結果5（見積書を徴した数と金額の基準）

随意契約を締結するとき、何社（者）から見積書を徴するかの基準があるかどうか調査した結果、すべての課（室）において明文化された基準はありませんでした。

しかし、教育総務課施設管理係においては「10万円以下は2社（者）以上、10万円を越すものは3社（者）以上から見積りを徴する」旨の内部規範がありました。

ク. 分析結果6（契約書等の有無の区分）

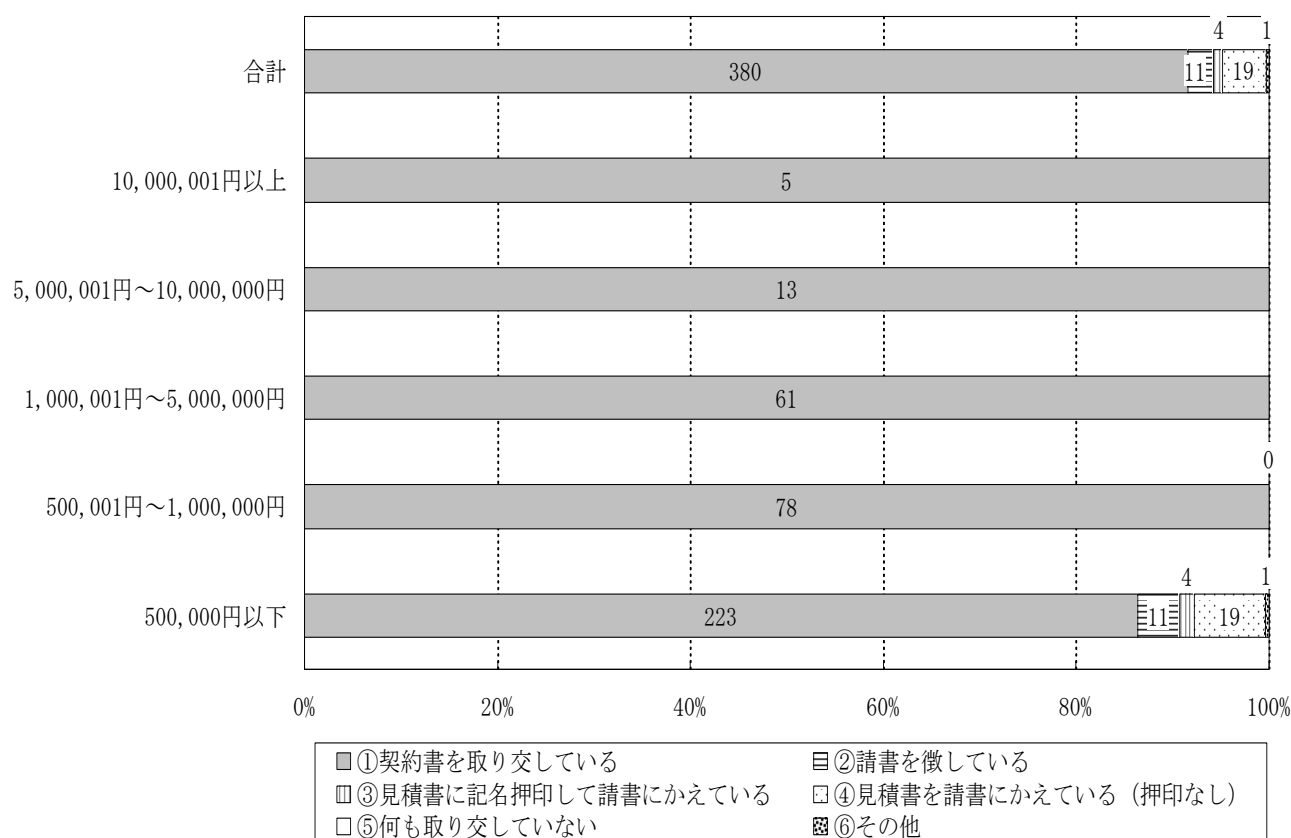
地方公共団体が随意契約を締結する場合、競争入札と同様に契約書を作成する必要があります。しかし、法律及び政令では作成について具体的事項が定められていませんので各地方公共団体の規則で定めることとなります。

本市では、田川市契約事務規則第30条に契約書の作成方法が定められています。また、契約書を作成する実益等を考慮して契約書の作成を省略できる場合が同規則第32条に定められています。なお、契約書の作成を省略した場合は請書等を徴すべきことが定められています。

そこで、随意契約を締結しているものを「契約書等の有無の区分」で集計すると、次の結果となりました。

(単位：件)

	500,000円以下	500,001円 ～ 1,000,000円	1,000,001円 ～ 5,000,000円	5,000,001円 ～ 10,000,000円	10,000,001円以上	合計
① 契約書を取り交している	223	78	61	13	5	380
② 請書を徴している	11	0	0	0	0	11
③ 見積書に記名押印して請書にかえている	4	0	0	0	0	4
④ 見積書を請書にかえている(押印なし)	19	0	0	0	0	19
⑤ 何も取り交していない	0	0	0	0	0	0
⑥ その他	1	0	0	0	0	1
合計	258	78	61	13	5	415



今回の行政監査の対象である委託料にかかる随意契約で契約書の作成を省略できるものは、50万円を超えないもののみです。今回、50万円を越えた随意契約で契約書の作成を省略したものはありませんでしたが、田川市契約事務規則第32条に照らした場合、表の網かけされている部分の契約（20件）については処理状況や手順を検査する必要があります。

50万円以下の随意契約で「④見積書を請書にかえている(押印なし)」もの19件のうち13件は10万円以下の随意契約でした。規則上は記名押印することが求められており、それにより見積書を請書にかえることができるとされています。しかし、事務量の多寡や実益を考慮すればすべてに記名押印を求めることには疑問があります。

規則により記名押印を省略できるものを定めるか、記名押印を徹底させるかのいずれかの対応が求められます。

なお、「⑥その他」の1件(企業誘致育成推進室)は企業信用情報調査の委託ですが、相手方の約款に合意して申込を行っているもので各行為は民法上の「申込の誘引、申込、承諾」にあたると思います。よって、相手方の承諾で契約が成立するものであり承諾書が契約を証する書面であり、契約の締結方法としては問題ありません。

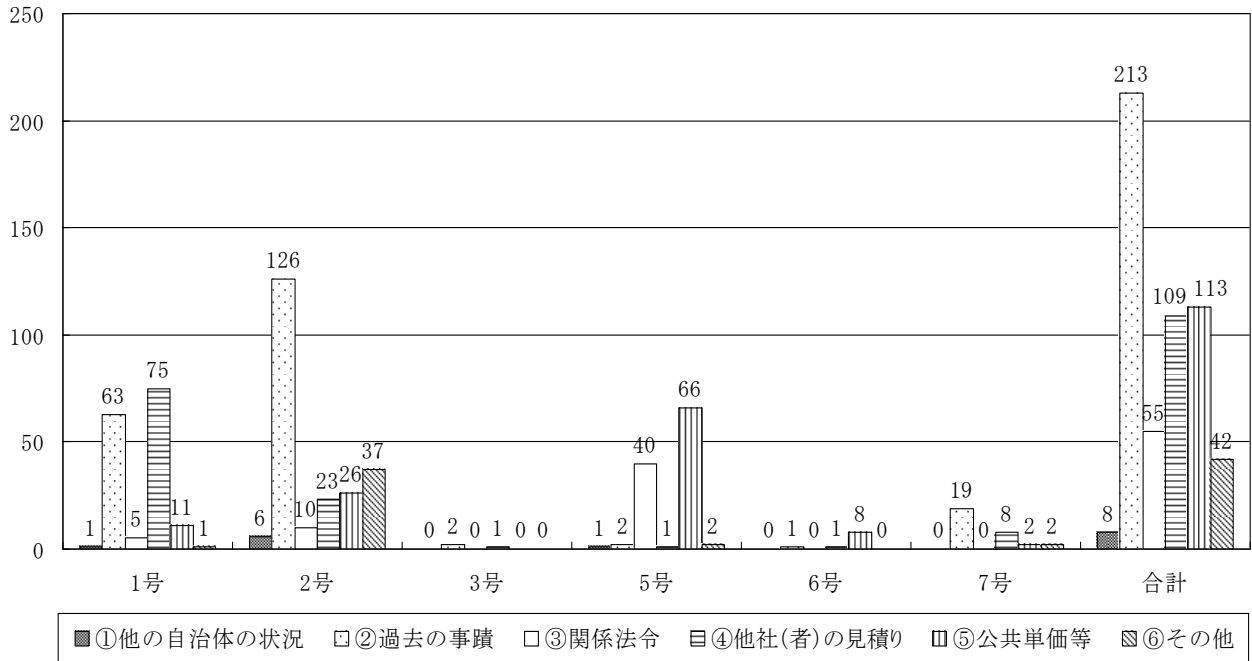
ケ. 分析結果7(随意契約において参考としたものの区分)

随意契約の金額を決定する際または予定価格を設定する際に参考としたものを随意契約の理由ごとに集計すると、以下の結果となりました。

(単位: 件)

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	合計
①他の公共団体の状況	1	6	0	0	1	0	0	0	0	8
②過去の事蹟	63	126	2	0	2	1	19	0	0	213
③関係法令	5	10	0	0	40	0	0	0	0	55
④他社(者)の見積り	75	23	1	0	1	1	8	0	0	109
⑤公共単価等	11	26	0	0	66	8	2	0	0	113
⑥その他	1	37	0	0	2	0	2	0	0	42
合計	156	228	3	0	112	10	31	0	0	540

(複数回答)



全体的に「②過去の事蹟」を参考にしたものが多く、次いで「⑤公共単価等」「④他社(者)の見積り」となっています。

次に、どの業務区分において何を参考をしているのか把握するために業務区分ごとに集計すると、以下の結果になりました。

(単位：件)

	他公共団体	過去の事蹟	関係法令	他社見積	公共単価等	その他
① 施 設 清 掃	0	6	0	15	15	0
② 施 設 警 備	0	18	0	10	1	1
③ 施 設 管 理 運 営	0	3	0	1	6	0
④ 施設等機械類保守・点検	0	32	3	12	1	0
⑤ 各種事業、研修会等開催・運営	1	29	0	0	0	6
⑥ 運 送 ・ 送 達	0	0	0	0	0	0
⑦ ゴミ、し尿処理、浄化槽維持管理	0	16	0	4	9	3
⑧ 除 草 、 剪 定 、 消 毒	0	34	16	38	33	3
⑨ 害 虫 駆 除	0	3	0	5	0	1
⑩ 物 品 製 作	0	2	0	2	0	0
⑪ 保 険 医 療 関 係	1	3	4	1	0	0
⑫ 調 査 、 研 究 、 測 定 、 集 計	0	3	0	4	2	2
⑬ コンピュータシステム関連	3	31	0	0	0	5
⑭ 請 負 工 事 、 修 繕	0	0	0	0	0	0
⑮ 測 量 、 設 計 等 工 事 関 連	0	1	20	3	31	1
⑯ シンクタンク、コンサルティング	0	0	0	1	0	1
⑰ そ の 他 の 委 託	3	32	12	13	15	19
合 計	8	213	55	109	113	42

コ. 分析結果 8 (業務の見直し)

随意契約を締結しているものを「前年度の状況の区分」で集計すると、以下の結果となりました。

(単位：件)

①同一業者、同一金額	②同一業者、異金額	③他業者、同一金額	④他業者、異金額	⑤その他(新規事業等)	合計
162	101	4	16	132	415

このうち、「①同一業者、同一金額」のものについて、「徴した見積書の数」と「仕様等の見直し年度」について集計すると、以下の結果となりました。

	①平成 21 年度	②平成 20 年度	③平成 19 年度～15 年度	④平成 14 年度～10 年度	⑤平成 9 年度以前	⑥見直したことがない	⑦不明、わからない	合計
① 1 社(者)	17	3	8	1	3	21	6	59
② 2 社(者)	2	5	4	1	0	5	5	22
③ 3 社(者)以上	0	8	2	0	2	5	9	26
④ 徴していない	0	3	9	18	0	9	16	55
合計	19	19	23	20	5	40	36	162

上表の網かけをしている部分に該当する随意契約については、競争の原理が働くことなく、同一業者、同一金額の随意契約を繰り返している可能性があります。

この部分に該当するものは、委託内容の見直し、金額の妥当性の再検討を実施してください。

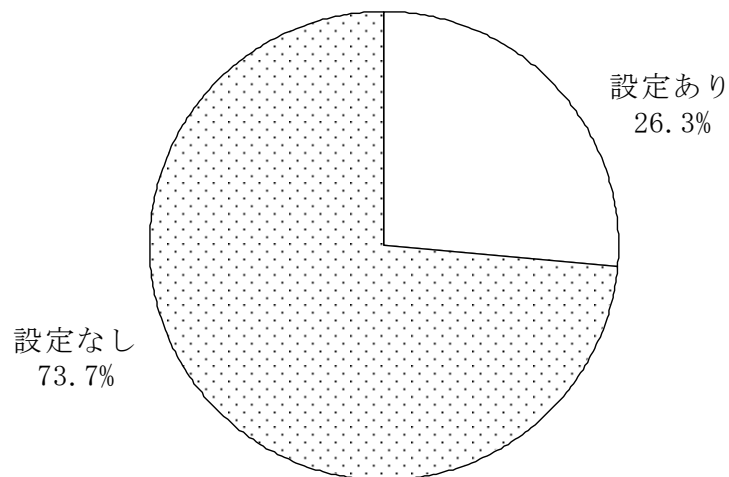
サ. 分析結果 9 (予定価格の設定の有無)

随意契約を締結しているものを「予定価格の設定の有無の区分」で集計すると、以下の結果となりました。

(単位：件)

	設定あり	設定なし	合計
1 号(少額)	16	87	103
2 号(入札不適)	20	185	205
3 号(社会福祉関連)	0	2	2
4 号(新商品開発)	0	0	0
5 号(緊急)	65	6	71
6 号(入札不利)	8	1	9

7号(随契有利)	0	23	23
8号(不落)	0	0	0
9号(落札)	0	0	0
記載なし・起案なし	0	2	2
合計	109	306	415



随意契約を締結するときにおいても、競争入札のときと同様に予定価格を設定することが求められています。

特に、1号理由随意契約（少額随意契約）においては、随意契約とする判断基準が予定価格で定められていますので、必須事項です。

以上が「03表 随意契約調書」アンケートによる集計を分析した結果です。ここまではアンケートを基に田川市における随意契約（委託料に限る）の概観を述べてきました。

以下に、随意契約の理由ごとに意見を述べていきます。

(2) 1号理由随意契約(少額随意契約)

委託料のうち1号理由により随意契約をしたものは103件でした。

そのうち「適用条項の適否について検討が必要なもの」が1件、「随意契約とする理由を記載していないもの」が7件、「適用条項の記載がないもの」が8件、「起案のないもの」が1件ありました。

なお、予定価格が記載されていないものは87件でした。この第1号は、規則で定める金額（委

託契約については50万円)以下の予定価格の契約を締結する場合には随意契約によること
 ができるものと規定されていますし、予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基
 準となるものですので、予定価格の設定を行うようにしてください。

「適用条項の適否について検討が必要なもの」については、単価契約しているもので起案に予定
 価格や年間予定金額が記載されていないため、1号理由が適切かどうか判断できないものです。

1号理由の随意契約は、年間の総額で判断するもので年間の予定額によっては限度額(50万円)
 を超えることも考えられますので、1号理由に合致するのかどうか検討してください。

「随意契約とする理由を記載していないもの」「適用条項の記載がないもの」については、その
 理由や適用条項を起案に記載するようにしてください。

「起案のないもの」については、その随意契約に対する起案自体が存在しないものです。

契約の決定及び見積りの依頼は、起案による課長の意思決定が必要ですので、金額の多少に関
 わらず起案は作成するようにしてください。

以下に各指摘事項に関する業務を記載していますが、関連・類似の業務については業務名を省
 略しています。

適用条項の適否について検討が必要なもの(1件)

委託業務名	所属
新生児訪問指導業務	健康福祉課保健センター

随意契約とする理由を記載していないもの(7件)

委託業務名	所属
中央隣保館警備業務 他2件	人権・同和対策課人権・同和対策係
人権週間講演会に係る駐車場警備業務	人権・同和対策課人権・同和対策係
船尾小学校校舎白蟻駆除処理業務 他2件	教育総務課施設管理係

適用条項の記載がないもの(8件)

委託業務名	所属
警備業務 他1件	子育て支援課児童センター
警備業務 他1件	子育て支援課中央保育所
警備業務 他1件	子育て支援課西保育所

警備業務 他 1 件	子育て支援課北保育所
------------	------------

起案のないもの（1件）

委託業務名	所属
夏吉下吉田児童遊園樹木伐採搬出業務	子育て支援課子育て支援係

(3) 2号理由随意契約(入札不適随意契約)

委託料のうち 2 号理由により随意契約を締結したものは 205 件でした。これは件数で全体の 49.4%、金額で全体の 75.0%といずれも大きな割合を示す結果でした。

そのうち予定価格が記載されていないものは 185 件でした。予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものですので、起案には予定価格を記載するようにしてください。

業務委託の前年度の状況についての回答では、①同一業者・同金額の件数が 97 件 (47.3%)、金額は 147,434,564 円 (44.5%) で、②同一業者・異金額の件数が 55 件 (26.8%)、金額は 108,727,247 円 (32.8%) となっていました。①②を合わせると、同一業者への委託が件数で 74.1%、金額で 77.4%を占めるものでした。

2号随意契約の理由については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の例示にある「不動産の買入れ又は借入れ」「物品製造のための物品売払い契約」のように「契約の性質又は目的が入札に適さない」ものに該当する場合には限られています。

そこで 2 号随意契約の監査は「適用条項の記載」「当該業務の具体的内容」「例示のように当該業務が入札に適さない理由」の 3 つが解り易く記載されているかについて、調査表を中心に行いました。

その結果、「適用条項を複数記載しているもの」が 4 件、「基本決裁を理由としているが、起案に内容が記載されていないもの」が 2 件、「随意契約とする理由を記載していないもの」が 12 件、「適用条項の記載はあるが、その理由が記載されていない又は不明確なもの」が 48 件、「熟知している、精通している、経験豊富を理由としているもの」が 33 件、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の例示の何に該当するのか不明なもの」が 26 件、「他のメーカーができない理由に乏しいもの」が 2 件、「適用条項の明示がなく、理由も不明確なもの」が 26 件、「事例の具体的説明が不足していて、例示がないもの」が 38 件ありました。

「適用条項を複数記載しているもの」については、起案に 1 号及び 2 号の適用条項が併記されているものです。これらの業務は予定価格が設定されていませんでしたが、その金額から 2 号理由の他にも 1 号理由を適用することも考えられます。

後述の「3. まとめ」で説明しますが、行政実例では、予定価格が 50 万円以下であれば地方自

治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当するため、その他の各号に該当している場合でも 1 号を適用すべきとされています。(参考：地方財務実務提要 2 P5881・18)

この行政事例には、監査委員として一部疑問はありますが、これらの件は予定価格を設定したうえで 1 号理由を適用した方が適切と考えます。

「基本決裁を理由としているが、起案に内容が記載されていないもの」については、随意契約とする理由を「基本決裁による」と記載しているだけで、その内容が契約締結の起案から判断できるものではありませんでした。

起案は決裁者が案件について意思決定する重要な文書ですので、他の資料に頼ることなく判断できるものを準備しなければ決裁できません。起案するにあたっては随意契約とする理由を簡潔に記載するようにしてください。

また、基本決裁の日付が平成 15 年度のものがありました。この基本決裁は 7 年前ものですので、状況の変化などについて適時に見直しを行うようにしてください。

「随意契約とする理由を記載していないもの」「適用条項の記載はあるが、その理由が記載されていない又は不明確なもの」については、随意契約の締結には的確な判断が要求されますので、納入（導入）業者以外のものが保守・運用できない具体的な理由を記載するようにしてください。

「熟知している、精通している、経験豊富を理由としているもの」については、当該業務を履行することができるものが 1 社（者）しかいないことを明らかにした理由が見当たらず、また、「密接不可分」についても具体的な説明がなされていないものです。

これらを不適切としたもののなかには一定の理解ができるものもありますが、「熟知、精通、経験」は委託先を選定する一般的、原則的な基準であって 2 号を適用する理由としては客観性、妥当性に欠けるものです。

このことを理由に安易に契約を繰り返す（更新する）ことは、他の業者の参入を閉ざし、競争性の確保ができなくなることになりかねません。

これが業務委託の前年度の状況についての調査結果で、同一業者との契約が高い割合を示す原因の一つと考えられます。

「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の例示の何に該当するのか不明なもの」については、当該業務が例示にはあてはまらず、また、どのような理由で 2 号随意契約を適用したのか不明なものです。

また、学校図書館運営業務、介護予防普及啓発業務、館内解説業務については、業務委託（委任又は請負）の契約を交わしていますが、事例からすると雇用契約とすることも可能のようです。その理由として、「雇用関係」は業務を遂行するに当って使用者の指揮命令がなされることや勤務時間又は業務遂行の場所を使用者により管理あるいは制約がされること等があります。一方、

「業務委託契約（委任又は請負）」は、業務の遂行が受託者の裁量にすべて委ねられていることや時間的、場所的な制約がなく自由であること等があげられます。これらについては、委託料を通例とすることなく、歳出科目を含め検討してください。

「他のメーカーができない理由に乏しいもの」については、製造メーカー以外では保守点検業務等が困難であるとの理由で随意契約しているものですが、この保守点検の内容が、製造メーカーと「密接不可分」の関係にある具体例を追記するようにしてください。

また、「メーカー以外では困難」を安易に認めると永久に他の業者の参入を閉ざすことになりまますので適用は慎重に行い、定期的な見直しを実施してください。

「適用条項の明示がなく、理由も不明確なもの」については、起案に適用条項が記載されておらず、2号に示されている例示の他、「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」に該当する理由が説明不足のものです。また、その他の記載を検査しても2号を適用できる理由が不明確なものです。

「事例の具体的説明が不足していて、例示がないもの」については、2号に示されている例示の他、なぜ「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」に該当するか理由が説明不足のものです。

2号による随意契約の理由は、契約内容の実際の事例を示し、その事例がどのように2号の例示の他、なぜ「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」に該当するのかを客観的に説明したもので、「誰もが納得する理由」でなければなりません。

例えば『このシステムは本市の住民基本台帳の管理を目的とした特殊なデータベースであり、このソフトウェアは△△△会社が所有するシステムであることから、他にデータ更新の業務を委託できる業者がいらないため、他と競争ができず相手が特定される。したがって、自治令第167条の2第1項第2号「性質又は目的が競争入札に適さない」を根拠に随意契約してよろしいか』のように起案に具体的事例、適用条項、適用理由が漏れることのないようにしてください。

随意契約の理由が不明瞭のままに当該契約を行うことは、随意契約の制度に反するものです。特に、2号理由の随意契約は「特命の随意契約」となることから、随意契約の理由は厳正中立が求められていることを忘れないようにしてください。

以下に各指摘事項に関する業務を記載していますが、関連・類似の業務については業務名を省略しています。

適用条項を複数記載しているもの（4件）

委託業務名	所属
有害鳥獣(イノシシ)駆除業務 他1件	農政課農業振興係

TRCマーク作成業務	文化課文化係
市立小学校3校給食用小荷物専用昇降機点検業務	教育総務課施設管理係

基本決裁を理由としているが、起案に内容が記載されていないもの(2件)

委託業務名	所属
下伊田3号線緑地帯管理業務	土木課土木係
生活機能評価検査業務	保険課介護保険係

随意契約とする理由を記載していないもの(12件)

委託業務名	所属
中央隣保館自家用電気工作物保安管理業務	人権・同和対策課人権・同和対策係
乳幼児医療費審査業務 他2件	保険課国民健康保険係
生きがい公民館事業委託業務 他1件	健康福祉課高齢者係
緑化推進事業委託業務	農政課農業振興係
排水樋管管理業務 他3件	土木課農業土木係
少年カヌー教室業務	生涯学習課公民館係

適用条項の記載はあるが、その理由が記載されていない又は不明確なもの(48件)

委託業務名	所属
光ケーブル保守業務 他12件	総務防災課総務係
DV連携対応システム改修業務	総務防災課総務係
住民基本台帳ネットワークシステムCS業務アプリケーションパッチ適用運用支援業務	総務防災課総務係
家屋評価図形計算システムソフトウェア保守業務	税務課固定資産税係
配食サービス業務	健康福祉課高齢者係
緊急通報装置管理運営業務	健康福祉課高齢者係
移送サービス業務	健康福祉課高齢者係
シルバーバスハイク事業委託業務	健康福祉課高齢者係
ショートステイ業務	健康福祉課高齢者係
妊婦乳幼児健康診査委託業務 他1件	健康福祉課保健センター
予防接種業務 他2件	健康福祉課保健センター
新生児訪問指導業務	健康福祉課保健センター
新野上団地水路清掃業務	建築住宅課住宅管理係
用水機場運転管理業務 他2件	土木課農業土木係
丸山公園清掃業務 他3件	都市計画課まちづくり推進係

石炭記念公園（ジョギングロード）草刈業務 他 7 件	都市計画課まちづくり推進係
登記事務等業務（魚町地区代替地）	都市計画課まちづくり推進係
市立小学校 3 校給食用小荷物専用昇降機点検業務	教育総務課施設管理係
大判インクジェットプリンタ出張保守委託業務	生涯学習課学習振興係
市民会館浄化槽管理業務	生涯学習課公民館係
「第 46 回公募 田川美術展」実行委員会業務	文化課文化係

* 熟知している、精通している、経験豊富を理由としているもの（33 件） *

委 託 業 務 名	所 属
市庁舎浄化槽管理業務 他 3 件	財政課財政係
衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示板作成、設置及び撤去業務	総務防災課総務係
日の出町公衆便所浄化槽維持管理業務	環境対策課環境対策係
浄化槽管理業務	環境対策課清掃係
生活保護電算処理システムの保守点検業務	保護課総務係
障害者配食サービス業務	健康福祉課障害社会係
保健センター及び総合体育館浄化槽維持管理業務	健康福祉課保健センター
管理栄養士業務	健康福祉課保健センター
荒廃森林再生事業調査業務	農政課農業振興係
外和田池用水路浚渫業務	土木課農業土木係
伊田小、鎮西小学校浄化槽維持管理業務 他 7 件	教育総務課施設管理係
スポーツフェスタ・ふくおか「ふくおか県民体育大会」参加業務	生涯学習課公民館係
市民会館空調設備保守点検業務 他 3 件	生涯学習課公民館係
市民体育大会業務	生涯学習課公民館係
「小森忍展」展示会場設営業務	文化課文化係
「第 18 回英展」図録用写真及び収蔵作品ポジ撮影業務	文化課文化係
浄化槽管理業務 他 2 件	文化課文化係
二本煙突頂部草刈業務	文化課文化係

* 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の例示の何に該当するのか不明なもの（26 件） *

委 託 業 務 名	所 属
電話交換業務	総務防災課総務係

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投・開票所設営準備業務 他 2 件	総務防災課総務係
管理栄養士業務	健康福祉課保健センター
学校図書館運営業務 他 19 件	学校教育課学校教育係
館内解説業務	文化課文化係

*他のメーカーができない理由に乏しいもの (2 件) *

委 託 業 務 名	所 属
市庁舎エレベーター保守点検業務	財政課財政係
エレベーター保守管理業務	文化課文化係

*適用条項の明示がなく、理由も不明確なもの (26 件) *

委 託 業 務 名	所 属
職員健康診断委託業務 他 1 件	人事課人事給与係
人事評価制度試行等支援業務	人事課人事給与係
日本人事試験研究センター委託業務	人事課人事給与係
LGWAN 共同利用ウイルススキャンソフトバージョンアップ業務	総務防災課総務係
基幹系システム管理運営業務 他 8 件	総務防災課総務係
防災行政無線施設工事監理業務 他 1 件	総務防災課防災安全対策室
台帳管理システム保守委託業務	税務課市保税係
在宅当番・救急医療情報提供委託業務	保険課国民健康保険係
田川市指定ごみ袋等の販売に係る一部業務	環境対策課環境対策係
システム開発委託業務 (障害者自立支援法改正)	健康福祉課障害社会係
田川市市民体験農園管理・運営・保守等業務	農政課農業振興係
システム開発等委託業務	農政課農業振興係
繻住宅団地流末排水路推進工事に伴う測量等業務	労働対策課労働対策係
教職員健康診断業務	学校教育課学校教育係
小学校ネットワークアプリケーションサーバ向けネットワーク設定変更業務	学校教育課学校教育係
会議録作成業務	議会事務局議事調査係

*事例の具体的説明が不足していて、例示がないもの (38 件) *

委 託 業 務 名	所 属
庁舎当直代替業務	財政課財政係
庁舎冷暖房設備運転等業務	財政課財政係
炭坑節発祥の地「田川市」PR事業委託業務(映像作成部門) 他 1 件	総合政策課政策推進係
旧日通工跡地草刈業務	総合政策課政策推進係
地域防災計画啓発事業委託業務	総務防災課防災安全対策室
口座振替収納事務委託業務	税務課徴税係
ペットボトル及びその他廃プラ処理業務 他 1 件	環境対策課清掃係
日中一時支援業務	健康福祉課障害社会係
生活サポート業務	健康福祉課障害社会係
移動支援業務	健康福祉課障害社会係
手話講習会(基礎編)委託業務 他 1 件	健康福祉課障害社会係
介護予防普及啓発業務	健康福祉課保健センター
健康診査業務	健康福祉課保健センター
新生児訪問指導業務	健康福祉課保健センター
3才児健康診査業務	健康福祉課保健センター
予防接種業務	健康福祉課保健センター
「星美台」分譲宅地に伴う広告等業務 他 2 件	建築住宅課住宅政策係
市営住宅明渡等強制執行補助業務	建築住宅課住宅管理係
桜町・新町線道路側溝浚渫業務 他 3 件	土木課土木係
大藪団地及び中央団地法面草刈・高木伐採業務	土木課土木係
堰電気保安全管理業務 他 1 件	土木課農業土木係
市立小学校自家用電気工作物の保安全管理業務 他 2 件	教育総務課施設管理係
水泳教室業務	生涯学習課公民館係
警備業務 他 1 件	文化課文化係
セストノ古墳草刈業務 他 1 件	文化課文化係

(4) 3号理由随意契約(社会福祉関連特定随意契約)

委託料のうち3号理由により随意契約を締結したものは2件でした。

そのうち「3号理由が成り立たないもの」が1件、「3号理由は成り立つが、その手続きに不備があるもの」が1件ありました。

「3号理由が成り立たないもの」については、民間企業に委託しているもので、委託相手が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号で定められた社会福祉施設等ではないので3号理由に該当しないものでした。

当該委託業務に関しては、他の随意契約理由に該当しない場合は競争入札により相手方を決定すべきものですので改善してください。

「3号理由は成り立つが、その手続きに不備があるもの」については、(財)シルバー人材センターと随意契約を締結することに問題はありませんが、田川市契約事務規則第25条の2に定められた手続きを経れていませんでしたので改善してください。

なお、前述しているとおり、機会均等、透明性及び公正性を確保するために規則で定められた手続きを経れば3号理由に該当するものは随意契約を締結することができます。

田川市においても高齢者政策や障害者政策と連携して3号は広く活用される場面があると思われませんが、今回3号を活用した事例は実質1件だけでした。過去の委託料の状況を見ても3号を活用した事例は、平成20年度0件、平成19年度0件と全く活用されていない状況でした。

この要因は次の4点が考えられます。

①地方自治法施行令改正の認識不足

3号に掲げられている施設は、平成16年及び平成20年の改正により随意契約が可能となったものですが、施行令改正の周知はしているものの各所属において十分認識されていなかったことが一因と考えられます。

②障害者施設等（発注先）に関する情報不足

3号による随意契約が可能な障害者施設等の名称、生産物品、提供できる役務等について、市（各所属）に十分な情報が提供されていなかったことが一因と考えられます。

③手続きの進め方に関するマニュアルの不存在

田川市契約事務規則第25条の2に定められている3号随意契約を締結するにあたっての事務マニュアルがなく、どのような資料を作成し、どのように事務を進めていったらよいか解りづらいことが一因と考えられます。

④市（各所属）に関する情報不足

②とは逆に、市（各所属）が求める物品及び役務の予定情報が障害者施設等に提供されていなかったことが一因と考えられます。

今後、各問題点を整理し、3号が田川市の高齢者政策及び障害者政策と連携して広く活用されることを望みます。

以下に各指摘事項に関する業務を記載しています。

3号理由が成り立たないもの（1件）

委託業務名	所属
田川市次世代育成支援対策行動計画策定業務	子育て支援課子育て支援係

3号理由は成り立つが、その手続きに不備があるもの（1件）

委託業務名	所属
田川文化エリア維持管理業務	文化課文化係

(5) 4号理由随意契約（新商品開発特定随意契約）

該当するものがありませんでした。

(6) 5号理由随意契約（緊急随意契約）

委託料のうち5号理由により随意契約を締結したものは71件でした。

このうち「5号理由は成り立つが、その手続きに不備があるもの（複数見積りが必要なもの）」が12件、「1号理由を適用すべきもの」が7件、「5号理由が成り立たないもの」が2件ありました。

なお、予定価格が設定されていないものは2件でした。予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものですので、予定価格の設定を行うようにしてください。

「5号理由は成り立つが、その手続きに不備があるもの（複数見積りが必要なもの）」については、その緊急性から競争入札に付す暇がなく随意契約が認められるものでした。しかし、緊急随意契約はすべて特命随意契約が認められているわけではなく、直ちに人命・財産に危険が及ぶものの以外は複数見積りを徴すべきです。

「1号理由を適用すべきもの」については、毎年発生することが予測できる業務のため緊急性が薄いと思われるものです。これらの業務はいずれも予定価格が50万円（税込）を越えないものの

ため5号理由を適用するのではなく1号理由を適用するのが適当と判断されるものです。

「5号理由が成り立たないもの」については、その起案において緊急性が伺えませんでした。しかし、他の随意契約の理由が成り立つと思われますので、随意契約の理由の適用について検討してください。

なお、起案内容から判断すると、外和田池水質改善処理業務その2（土木課農業土木係）については、前回の業務の引き続きの業務ですので6号理由が検討の対象となります。また、選挙公報の配布（総務防災課総務係）については、(財)シルバー人材センターの活用として3号理由が検討の対象となります。

以下に各指摘事項に関する業務を記載していますが、関連・類似の業務については業務名を省略しています。

5号理由は成り立つが、その手続きに不備があるもの（12件）

委託業務名	所属
大浦川浚渫業務 他2件	土木課土木係
桜町・新町線倒木復旧業務	土木課土木係
外和田池水質改善処理業務	土木課農業土木係
林道位登線伐採清掃業務 他4件	土木課農業土木係
夏吉地区水路浚渫土処理業務	土木課農業土木係

1号理由を適用すべきもの（7件）

委託業務名	所属
大法山1号線道路伐採業務 他1件	土木課土木係
下伊田地区水路浚渫土処理業務 他3件	土木課農業土木係
赤熊農道伐採業務	土木課農業土木係

5号理由が成り立たないもの（2件）

委託業務名	所属
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公報配布業務	総務防災課総務係
外和田池水質改善処理業務（その2）	土木課農業土木係

(7) 6号理由随意契約(入札不利随意契約)

委託料のうち 6 号理由により随意契約を締結したものは 9 件でした。そのうち「随意契約理由の記載はあるが、その根拠が不明瞭なもの」が 2 件、「契約方法に検討が必要なもの」が 1 件ありました。

なお、予定価格が設定されていないものは 1 件でした。予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものですので、予定価格の設定を行うようにしてください。

「随意契約理由の記載はあるが、その根拠が不明瞭なもの」については、起案時に当該契約がなぜ他業者に履行させると不利なのか、その理由を誰が見てもわかるように具体的かつ明確に記載するようにしてください。

「契約方法に検討が必要なもの」については、公の施設の指定管理者に指定管理業務以外の業務を 6 号により随意契約を締結しているものです。当該業務内容が通常の指定管理業務に関連のある業務内容であれば、当該業務も指定管理業務に含めた方が事務の軽減につながると思われるので検討してください。

以下に各指摘事項に関する業務を記載していますが、関連・類似の業務については業務名を省略しています。

*** 随意契約理由の記載はあるが、その根拠が不明瞭なもの (2 件) ***

委託業務名	所属
彦山川・中元寺川・金辺川法面伐採委託業務 他 1 件	土木課土木係

*** 契約方法に検討が必要なもの (1 件) ***

委託業務名	所属
市営住宅特殊建築物定期報告業務	建築住宅課住宅管理係

(8) 7号理由随意契約(随契有利随意契約)

委託料のうち 7 号理由により随意契約を締結したものは 23 件でした。そのうち、「適用条項が妥当であるか検討を要するもの」が 1 件、「適用条項の記載はあるが、随意契約の理由が記載されていないもの」が 2 件、「契約の執行に見直しが必要と思われるもの」が 14 件ありました。

なお、予定価格が設定されているものはありませんでした。予定価格は、契約金額を決定し適正な契約を行うための基準となるものですので、予定価格の設定を行うようにしてください。

「適用条項が妥当であるか検討を要するもの」については、7 号理由を適用した根拠を一般土木

業者と比較して割安との理由としていますが、起案にその具体的金額を比較した資料が添付されていませんでした。

しかし、当該業務を委託するにあたり 3 社から見積りを徴しているので 1 号理由を適用することもできます。

後述の「3. まとめ」で説明しますが、行政実例では、予定価格が 50 万円以下であれば地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に該当するため、その他の各号に該当している場合でも 1 号を適用すべきとされています。(参考：地方財務実務提要 2 P5881・18)

この行政実例には、監査委員として一部疑問はありますが、この件は予定価格を設定したうえで 1 号理由を適用した方が適切と考えます。

「適用条項の記載はあるが、随意契約の理由が記載されていないもの」については、「時価に比して著しく有利な価格」と判断した根拠について誰が見てもわかるように具体的かつ明確に記載するようにしてください。

「契約の執行に見直しが必要と思われるもの」については、毎年同一受託者に委託しているもので、判断基準としている価格と比較して明らかに有利な価格であるとは判断しがたいものや判断基準自体存在しないものです。前年どおり契約を締結するのではなく、他者から見積りを徴したうえで契約方法（適用条項）が妥当であるか検討してください。

以下に各指摘事項に関する業務を記載していますが、関連・類似の業務については業務名を省略しています。

適用条項が妥当であるか検討を要するもの（1 件）

委託業務名	所 属
身内谷川浚渫業務	土木課土木係

適用条項の記載はあるが、随意契約の理由が記載されていないもの（2 件）

委託業務名	所 属
星美台分譲宅地（市有地）草刈業務	建築住宅課住宅政策係
「星美台」分譲宅地に伴う新聞広告業務	建築住宅課住宅政策係

契約の執行に見直しが必要と思われるもの（14 件）

委託業務名	所 属
芳ヶ谷団地法面管理業務	建築住宅課住宅管理係
城山団地内公園及び城山公園清掃等業務 他 12 件	都市計画課まちづくり推進係

(9) 8号理由随意契約(不落随意契約)

該当するものではありませんでした。

(10) 9号理由随意契約(落札随意契約)

該当するものではありませんでした。

3. まとめ

(随意契約によることができる場合の再認識)

随意契約の理由が記載されていないもの、適用条項はあるがその理由がないもの及び理由が不明確のものが散見されたことについては、報告書の冒頭「1. 地方公共団体の随意契約の概要」にあるように、随意契約は「政令で定める場合に該当するときに限り」行うことができるもので、一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約の締結方法の例外であることを再認識しなければなりません。

地方公共団体の随意契約による契約締結の方法は、競争に付する手間を省き契約担当者の事務の負担を軽減し、事務の効率化に寄与する長所を生かしたのですが、その運用が恣意的になっては随意契約の制度をないがしろにするものとなってしまいます。

ところで、本市には、契約事務規則のほかに、随意契約事務に関して詳しい運用などを定めたものはありませんでした。

例えば、見積りを徴する数と契約金額の関係については調査表で質問しましたが、1係を除いてすべての所管課が「無」の回答でした。徴すべき見積りの数は、契約事務規則第25条の「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」が適用されます。つまり金額が数万円以下の契約金額の小さなものも、数百万以上の大きな契約もすべて「なるべく2人以上の者」となります。

また、調査結果で「50万円以下の契約」で「契約書を取り交わしている」ものは委託件数の半数以上となっています。

このことを勘案すれば、「金額の小さなものについては緩和する運用策を示すこと」また「すでに緩和されている制度については極力活用すること」で契約事務が効率的に行えると思います。

契約担当者等が利用できる、解かり易い「随意契約の事務要領等」の作成が待たれます。

(契約事務の前例踏襲)

今回の調査で、委託料では前年度と比較して同一業務を同一業者に委託していることが多いことが伺えます。また、事務手続きについても仕様書等の見直し年度から判断すると前例踏襲の契約事務が行われていることが伺えます。

競争性のない随意契約では仕様書の内容や予定価格、契約相手等について前例どおりに行うものであってはなりません。毎年同様の決裁を行うのではなく、年度ごとに公正性、経済性、透明性等の見直しを行うように随意契約事務の改善を行ってください。

契約事務は、法令・規則・要綱等に基づき厳格に処理されることが必要です。法令を遵守して、より一層適正な随意契約事務を確保してください。

前述のとおり具体的な随意契約事務要領等を定め、各所管課を指導し、契約事務がより適正に行

われ、公正で効率的な予算執行が確保されるように期待しています。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の優先適用)

1号以外の理由で随意契約を締結しているもので、予定価格が50万円以下のものが60件(予定価格を設定していないもので契約金額から50万円以下と思われるものを含めると148件)ありました。

行政実例では、「1号理由に該当する場合には2号理由以下の要件を判断する必要はない」との見解が述べられています。また、「特殊業務や災害緊急等により複数のものから見積りを徴することが適当でない場合においても1号理由を適用したうえで1社(者)見積りとするのが適当」との見解が述べられています。(参考：地方財務実務提要2 P5881・18)

しかし、今回の監査において、「2号以下の随意契約の理由に該当するもので、且つ予定価格が50万円以下のものについては1号理由で随意契約すべき」の指摘は行っていません。

それは、同一業務でも金額によって随契理由が異なってしまうのは、かえって事務が煩雑になってしまい1号理由の随意契約を認める法の趣旨に反する結果になると考えたからです。

しかし、事務量の増加や職員の減員が進む中、少額随意契約は適切に運用すれば事務量軽減の一助になりますので、事務が煩雑にならないと判断されるものについては1号の優先適用を心がけてください。

4. 資料（調査表サンプル）

（別表1）01表 支出負担行為調査表

（別表2）02表 支出負担行為兼支出命令調査表

（別表3）03表 随意契約調書